

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 2 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 南 浩史

1. 工事概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 | 横浜庁舎 CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 入札説明書による。 |
| (3) 工 事 内 容 | 入札説明書による。 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和 8 年 2 月 2 7 日 |
| (5) 入 札 方 法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建築工事契約」の業種「電気工事」で「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課
電 話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 6 9 0
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「横浜庁舎 CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「横浜庁舎 CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事入札説明書宅配便にて希望入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 9 月 4 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書

に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6．入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 1 1 日 1 1 時 0 0 分
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和 7 年 9 月 1 0 日 1 7 時 0 0 分
3 . ① に同じ。

7．その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の 1 0 分の 1 以上の契約保証金を納付する。
ただし、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
書写し又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

8．契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注 1 とし
て再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
※注 2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報

上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

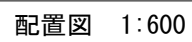
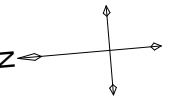
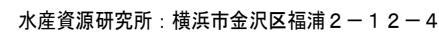
９．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

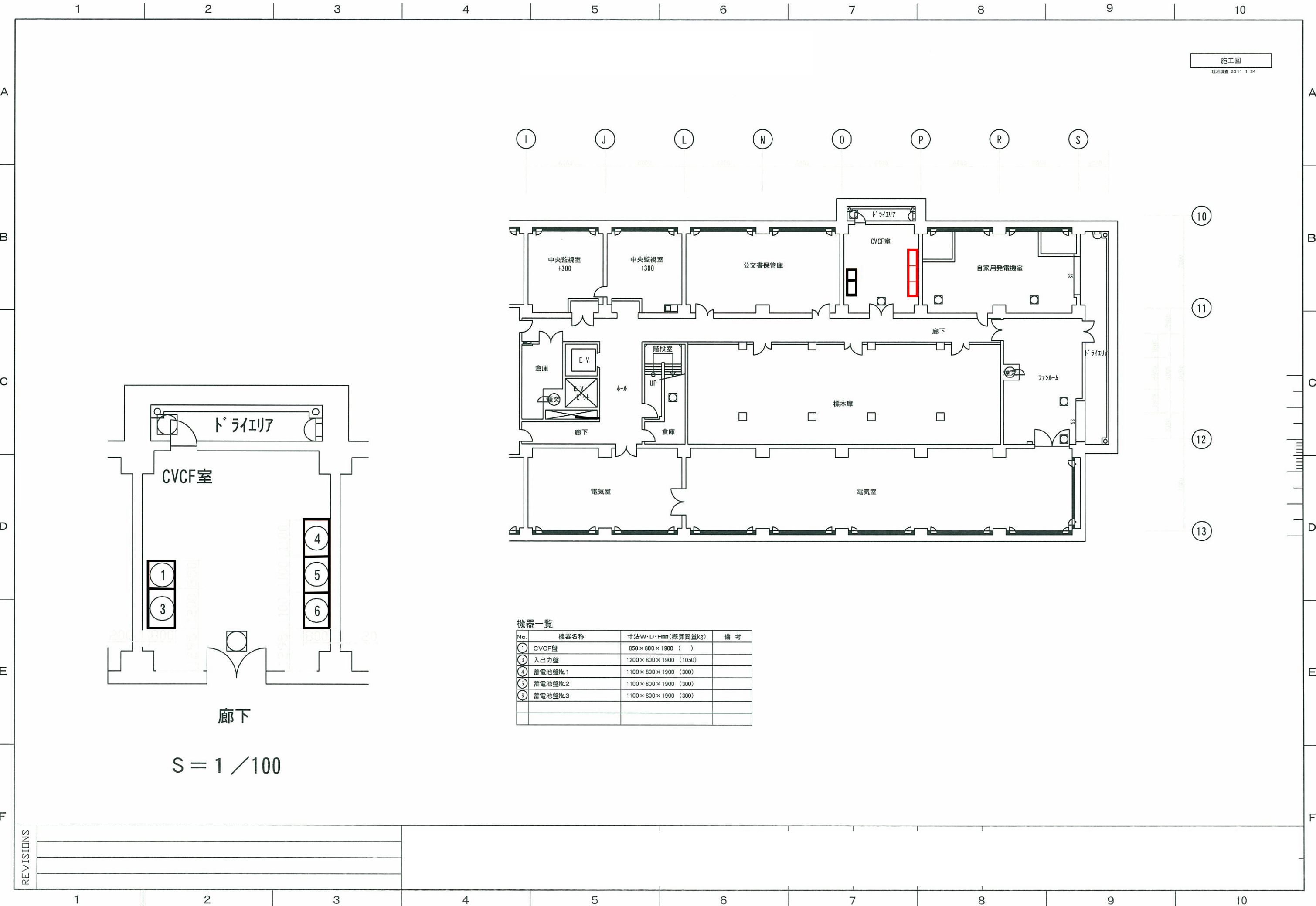
令和7年度 電気設備改修工事 仕様書							
1.	工 事 名		横浜庁舎CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事				
2.	工事場所		神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4				
3.	工事概要		当所地下1階CVCF室に設置されているCVCF及び非常用照明を停電時に始動させる蓄電池について、電圧低下等の劣化が生じており耐用年数も過ぎている。本工事は蓄電池を交換し設備本来の能力を回復させ適正に維持管理することを目的とする。				
4.	工事種目						
	番号	名称	種別	摘要	数量	単位	備考
	I	研究棟電気設備	改修	制御弁式据置鉛蓄電池	1	式	
5.	工 期		契約締結日翌日から令和8年2月27日				
6.	一般事項		[]内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目を示す。				
(1) 共通仕様							
図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の最新版による。							
(2) A							
	①	官公署その他への届出手続き等	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。				[1.1.3]
	②	疑義に対する協議等	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。				[1.1.8]
	③	関係法令の遵守	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。				[1.1.14]
	④	実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。				[1.2.1]
	⑤	施工図等	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の了承を得た場合はこの限りではない。				[1.2.3]
	⑥	電気保安技術者	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ●適用しない）				[1.3.2]
	⑦	施工条件	●施工可能時間帯 ●指定なし ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける物とする。				[1.3.3]
	⑧	後片付け	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。				[1.3.11]
	⑨	養生	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。（●設置する /設置しない）				[1.3.10] [3.1.1～2]
	⑩	環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。				[1.4.1]
	⑪	機材の品質等	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。				[1.4.2、1.4.3]
	⑫	完成図書	●完成図（●作成する ・作成しない） ●電子納品（適用する・●適用しない）				[1.8.1～3]
	⑬	発生材の処理等	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場内の指定場所に搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり）				[5.1.1、5.1.2]
7. 共通工事							
(1) 仮設工事							
	足場	本工事で設置する足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。（・設置する・●設置しない）					[2.2.1]
	工事用電力等	●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）					[2.2.2]
8. CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事							
(1) 工事概要							
研究棟地下CVCF室にある非常用照明用蓄電池を以下へと更新を行い、作業終了後、点検を実施し異常がないことを確認すること。また、関連する他の機器動作についても異常が無いか確認すること。							
	項目	内容			数量	備考	
	制御弁式据置鉛蓄電池	・MSE-300 定格：DC360V 300Ah/10HR 期待寿命7年以上（同等以上可）			180セル	既設蓄電池の型式 古河電池 FVL300	
9. 動作試験							
	対象機器類の工事完了後は、監督職員立会の上、動作試験を行う。また、試験記録等は、整理し監督職員に提出する。						[1.3.2] [1.6.6]
10. 撤去							
	取り外した制御弁式据置鉛蓄電池は法令に従い、適切に場外処分すること。						[4.1.1]
工 事 名：		横浜庁舎CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事					
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所					日付		



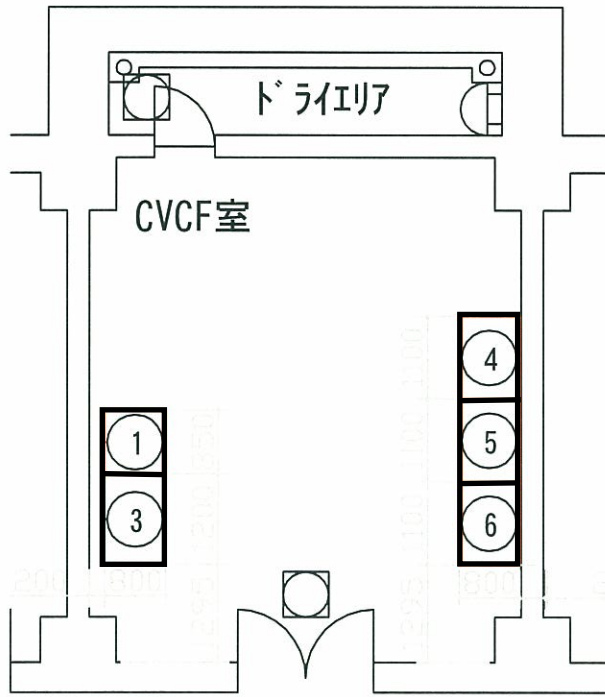
隣地境界線



工事名 横浜庁舎CVCF・非常用照明用蓄電池交換工事	図面番号 /
案内図・配置図	S=1:600
水産資源研究所	

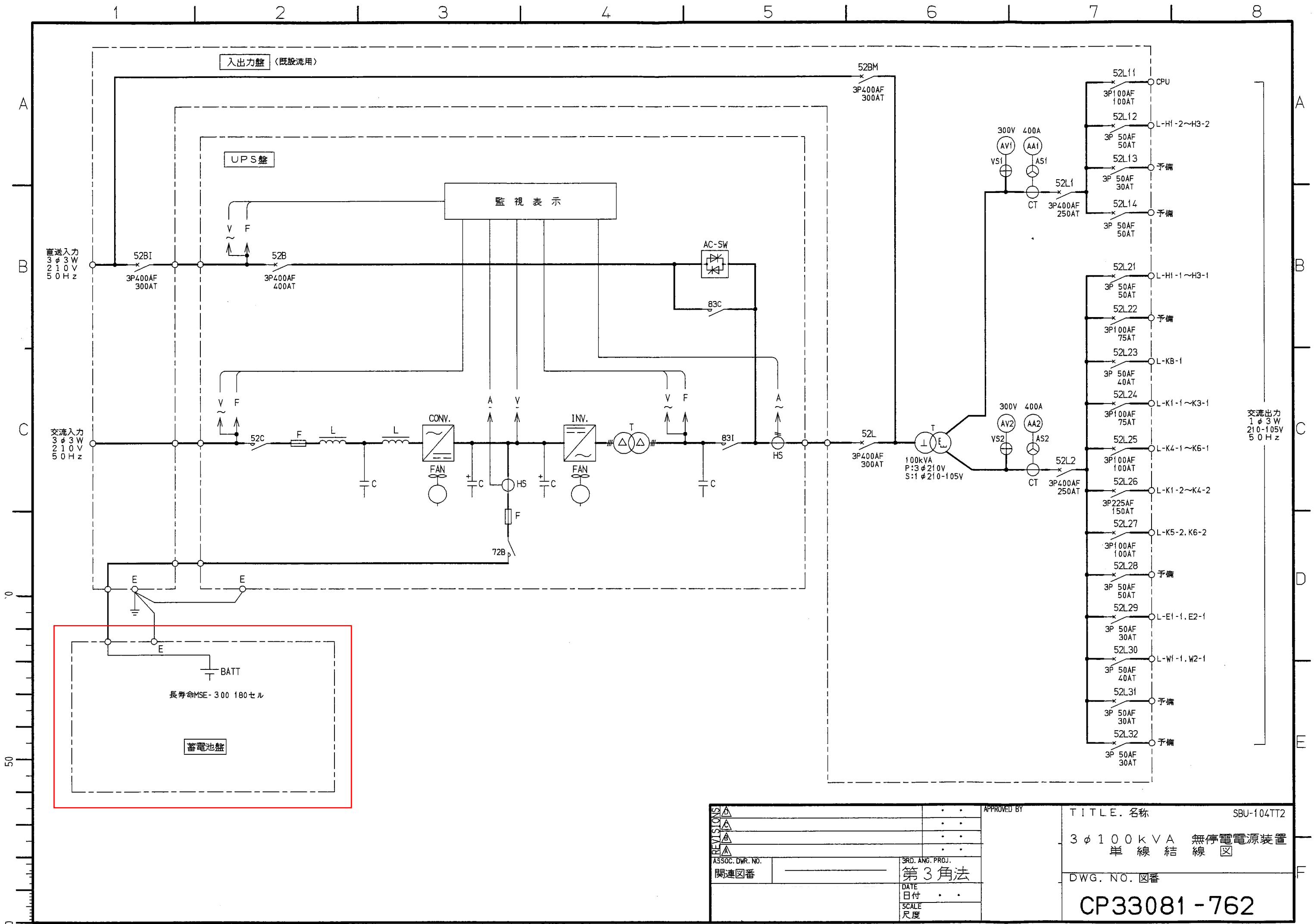


施工図
現地調査 2011.1.24



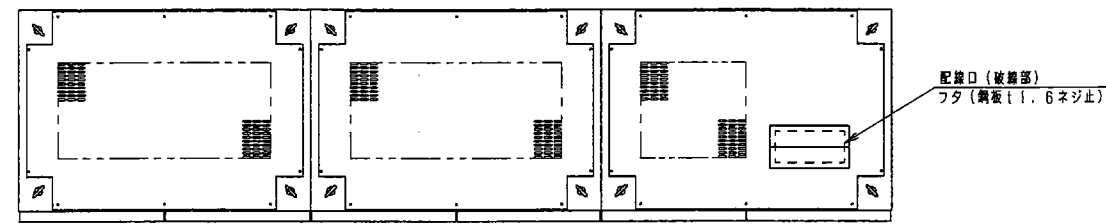
S = 1 / 100

REVISIONS

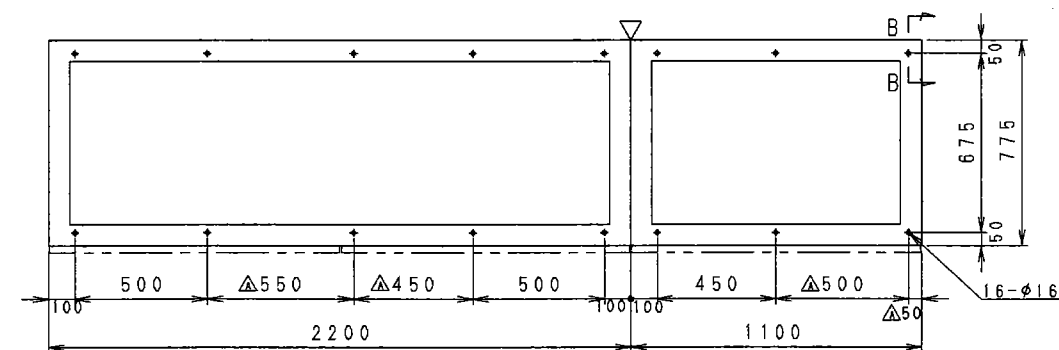
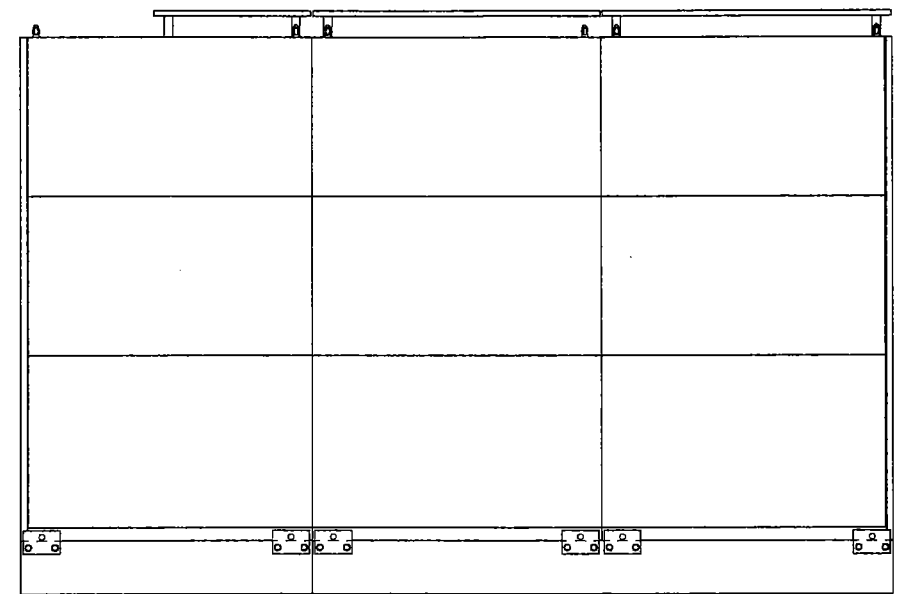
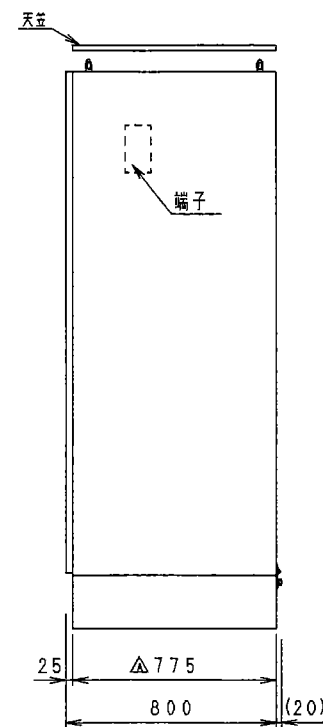
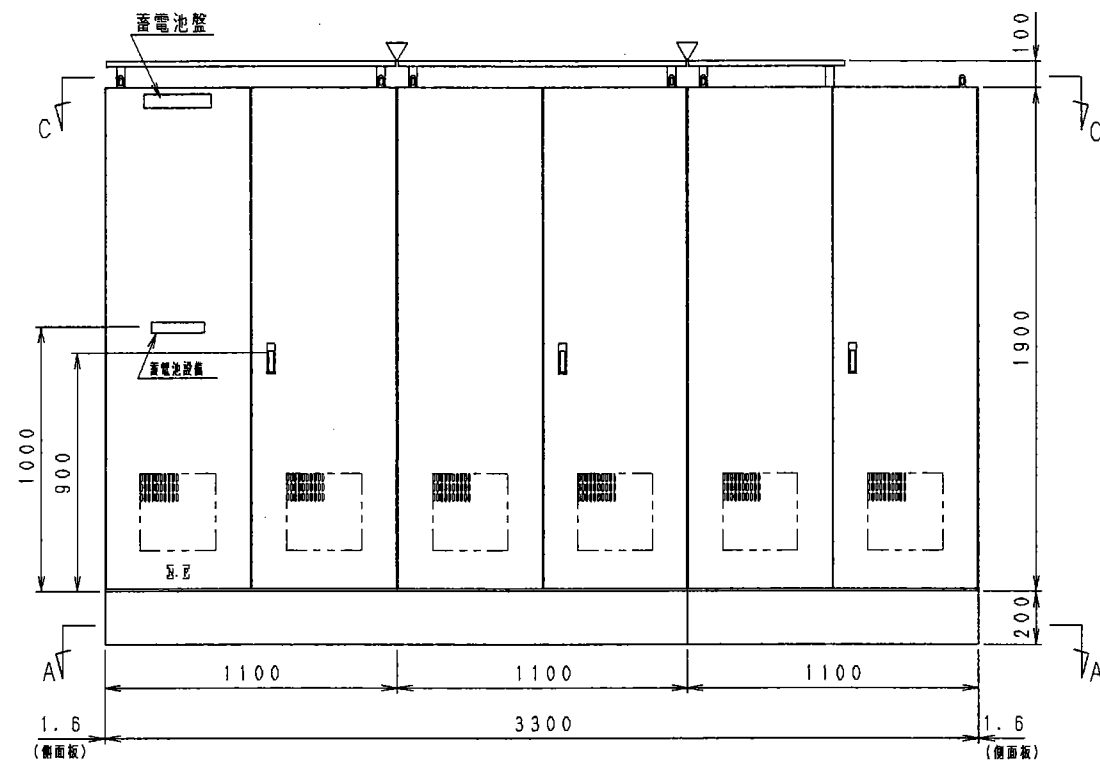


REVISION		APPROVED BY		TITLE. 名称	
△		.		SBU-104TT2	
△		.		3φ100kVA 無停電電源装置	
△		.		単線結線図	
△		.		DWG. NO. 図番	
ASSOC. DWR. NO.		3RD. ANG. PROJ.		CP33081-762	
関連図番		第3角法			
		DATE			
		日付			
		SCALE			
		尺度			

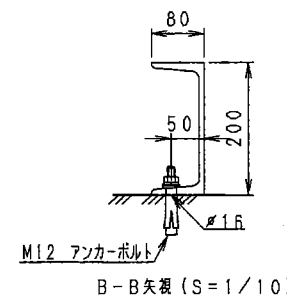
- 注1：設置スペース
前面：1000mm以上
裏面：20mm以上
天井：500mm以上
注2：ハンドル：A-160-A-1（キー№200）
注3：▽は分割点を示します。
注4：本装置は、横倒し搬入しないで下さい。
△注5：盤間線は、上部配線となります。
注6：搬入時は、吊りボルトを取り付けとなります。



C-C（天井）



A-A（ベース）



概算質量 (kg)	
蓄電池盤	4900

盤色	部分	色彩	使用鋼板	部分	板厚
	盤表面	5Y7/1 ツツヤ 焼付		正面扉	t 2.3
	盤内面	5Y7/1 ツツヤ 焼付		裏面板	t 1.6
	ファンベース	5Y7/1 ツツヤ 焼付		側面板	t 1.6
				天井板	t 1.6
				底板	t 1.6

REVISIONS		APPROVED BY		TITLE. 名称		MSE-300 1800VA	
△				3φ100kVA 無停電電源装置		蓄電池盤 外形図	
△	寸法変更及び訂正			11.02.10		第3角法	
ASSOC. DWG. NO.		DATE		10.10.29		UNIT 単位 mm	
図番		SCALE		1/20		DWG. NO. 図番	
						AS20801-583A	